

情報処理の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案
に対する意見の募集（パブリックコメント）について

平成28年9月7日
経済産業省
情報処理振興課

1. 改正の背景

平成28年4月15日に成立したサイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成28年6月3日第58号）（以下「改正法」という。）により改正された情報処理の促進に関する法律（昭和45年5月22日法律第90号）（以下「新法」という。）に基づき、情報処理安全確保支援士制度（以下「支援士制度」という。）が創設されました。

今般、支援士制度について、新法の規定に基づき、支援士の欠格事由、支援士試験の試験手数料等の額を制定するため、情報処理の促進に関する法律施行令（昭和45年6月30日政令第207号）を改正します。

2. 改正の概要

（1）欠格事由に係る「情報処理に関する法律の規定」【新法第8条第3号関係】

支援士制度の趣旨に鑑み、サイバーセキュリティを侵害する行為（不正指令電磁的記録作成、不正アクセス、他人の識別符号の不正取得等）に関する刑罰法規とします。

（2）情報処理安全確保支援士試験の受験手数料の額【新法第13条第1項関係】

支援士制度開始後に想定される支援士試験の応募者数と支援士試験の実施に必要な費用の見込み等を勘案して、5,700円とします。

（3）支援士の登録事項の変更等の手数料の額【新法第21条関係】

支援士制度開始後に想定される変更登録者数及び登録証再発行者数と、登録証の再発行等に必要な費用の見込み等を勘案して、900円とします。

（4）支援士の登録手数料の額【新法23条第3項関係】

支援士制度開始後に想定される登録者数と、登録事務の実施に必要な費用の見込み等を勘案して、10,700円とします。

3. 施行期日（予定）

平成28年10月下旬

※改正法の施行の日から施行する予定です。

以上